

●香川県告示第598号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
観音寺市室本町字七宝69の2、69の11、69の13、69の14、95の4、101の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため